

## 平成 26 年 9 月議会一般質問 霧島永水のゴルフ場建設中断場所に太陽光発電所の建設計画

ゴルフ場建設が認可されたのが平成 5 年、実に 21 年前のことである。この事業の認可をした県知事は土屋氏、その後 2 期の須賀知事の在任があり、現在の伊藤知事は 3 期目である。平成 7 年 9 月現地で人身事故が発生し、平成 8 年よりゴルフ場建設工事は中断した。

平成 21 年 11 月、30 万頭規模の養豚場建設計画が示され、霧島市始まって以来の大規模な反対運動が始まったのは記憶に新しい。平成 22 年 7 月に、このゴルフ場付近で時間雨量 126 ミリの大雨が発生し永水地区・手籠川沿いの田んぼが甚大な被害を受けた。未完成であったゴルフ場の防災施設が原因の一つであるとの住民の主張もあり、県議会、市議会の複数回の現地視察が行われ、防災施設の工事が再開された。防災問題、環境問題を訴える市民運動が実り平成 24 年 12 月に養豚場建設は事業断念となり、事業者が地域に貢献する事業に取り組むとの確約を行い収束した。

現地はゴルフ場工事が停止してから 18 年経過、植生が復活しており、防災面での効果も発揮している。太陽光発電所建設となるとこれらの樹木を伐採し、コース間の残地森林の伐採、整地が行われ、人畜が立ち入ることが出来ないように防護柵も設置されることから、新たな環境問題、防災問題となる可能性が高い。法的には現地は榎キリシマのゴルフ場建設工事が一時中断しているという状態である。

地域住民が平成 24 年 5 月に県議会に提出した『林地開発許可の取消しを求める陳情書』、および平成 24 年 11 月提出の『協定書の取扱いに関する陳情書』は新たな事業が展開される可能性があるという理由で長期にわたり異例の継続審査扱いとなっている。法的には地権者である国分殖産の同意のみで新たな事業推進は可能であるが、県議会は地元住民が太陽光発電施設建設に同意しているか注目している。

太陽光発電所建設計画の住民説明会が 7 月 30 日、永水地区で建設部長、都市計画課長、霧島支所の職員同席で開かれた。事業者は住民の同意なしでは事業を進めないと確約した。不明事項が多々ある。市の把握している事項、市の対応方針を確認したい。

**質問：**ゴルフ場建設の施主は榎キリシマ、施工業者は鎌田建設、土地の所有者は国分殖産となっている。霧島市とは多数の覚書、開発協定書、立地協定書が締結されている。メガソーラ事業に転換するとして、今後の手続きの進め方について確認したい。

**答弁：**林地開発許可の手続きは、県の許認可業務であり、県に確認したところ、太陽光発電へ用途変更をする場合は、開発行為の目的変更にあたるため、変更許可申請が必要とのことであった。現在のところ変更許可申請は提出されていない。今後、県へ変更許可申請が提出されると必要な審査が行われ、許可基準を満たした場合は、許可となる。

土地利用対策要綱に基づく土地利用協議について、県は、これまで事業者に対して、ゴルフ場建設中止が決定となった段階で土地利用承認の取り下げを行い、新たな事業計画が明確となった段階で改めて土地利用協議を行うよう指導されているので、このような手続きで進められるものとする。市は、県の土地利用対策要綱に基づき新たな開発協定の締結や公有地の取扱いについて、協議することになると考えている。

**質問：**住民説明会では住民同意を前提として事業展開を行うと確約したにもかかわらず事業者は太陽光パネルの設置場所の図面公開は霧島市、鹿児島県との協議成立後でないと明らかにしないと回答した。住民は現在、同意していない。霧島市との協議は開始されているか？

**答弁：**現在のところ事業者から市へ協議の申出はなされていない。

**質問：**事業主体が明確でない。SPT合同会社、ソラリアント社、インリーグリーンエナジージャパン社、東京エネシス社の名前が上がっている。売電価格 42 円の大半の儲けが米国資本、中国資本、都会の資本に流れる。地元住民は災害の発生を恐れるばかりであり、地元にとっては何の益も無い。霧島市にはどのような利益をもたらすか？

**答弁：**地元や霧島市における利益について、太陽光発電所建設時や建設後における維持管理に係る雇用や資産に伴う税収等が見込まれる。

**質問：**地域住民の最大の関心事は災害防止、環境破壊防止である。この責任を持つ法人がはっきりしない。事業者はメガソーラ施設の設計方針として、『平成22年7月の126mm/時間の降雨量を意識した設計を行う方針である。』と表明した。これを意識した協議をお願いしたい。地域住民は霧島市も責任の一端を担って欲しいと願っている。どのように考えるか？

**答弁：**林地開発許可は県の許認可業務であり、審査過程での指導と同様に、開発が許可された場合、県の指導・監督のもとに工事が行われるものと考え。許認可権限を持たない霧島市として、工事期間中において、地域の皆様に不安感を与えないよう、災害防止や事故防止など安全対策の徹底に努めるよう事業者に要請する。目的外使用禁止条項、土地買戻し条項などが含まれる開発協定書をどのように取り扱うか？

**質問：**ゴルフ場建設が不能となった場合には、霧島市に無償で譲渡するという内容の国有財産に関する覚書をどのように取り扱うか？ 締結対象事業者はどの法人か？

**答弁：**霧島永水のゴルフ場建設に関する開発協定書及び国有財産の取り扱いについての覚書について、事業者から県にゴルフ場の中止の申出がなされた段階で、協議する。締結対象事業者は、事業に対する協議が始まっていないので、現時点では不明。

**質問：**太陽光発電設備はゴルフ場とは異なる防災体制、環境への影響が想定される。事業者との開発協定、環境保全協定書を結ぶのか？ その内容は現在の協定書の内容を踏襲すると理解して良いか？ 地元住民からも協定書締結の要望がなされている、それを尊重するか？

**答弁：**開発協定及び環境保全協定について、ゴルフ場事業の協定書の内容を踏まえながら新たな協定の締結について検討する。

**質問：**東襲山地区住民が説明会を求めている。事業者も応じる意向である。対応をお願いしたい。

**答弁：**1回目の地元説明会は永水地区において7月30日に開催されており、その際は関係する市の職員も出席した。今後、同様の説明会が開催される場合においても必要に応じ、関係職員が出席する。

#### 追加質問

プロジェクト体制の図、説明 米国資本、中国資本が絡んでいる。地元企業の関わりが理解できていない。

**質問：**霧島市への相談は受けていないとのことであったが、事業者は県との事前協議を開始している、同内容を霧島市にも伝達すると聞いた。

**答弁：**土地利用協議については説明会の次の日(7/31)に挨拶の来訪があったが、協議の連絡は届いていない。

**質問：**東京エネシスの中村部長は県と話した情報は全て霧島市に伝えるとのことであったが、そのような情報は届いていないとの理解でよいのか？

**答弁：**事業者と県の協議進捗は承知していない。

**質問：**現地状況を見て欲しい(画像表示)調整池状況、126ミリ/時間の雨で崩落現場  
事業者は126ミリの雨を想定した設計を行うとしている。霧島市はチェックできるか？

**答弁：**県の許可基準に関わることで市は詳細を把握していない。県に確認したところ開発行為は開発者の責任で実施されるものであり、事業者が設定した雨量等は許可基準を大幅に上回るものであっても問題ないとのことであった。

**質問：**調整池の設計は降雨確率で設計されるが126ミリを想定した過剰な調整池、防災施設であっても問題ないという県の発言と理解して良いか？

**答弁：**基準を上回っても構わないということである。

**質問：**ゴルフ場の協定書には工事完成保証人が明記されていた。工事完成保証人のトーア道路は倒産、新たな協定書を締結するときに連帯保証人が必要と思う、鎌田社長は書いても良いとのことであった。このことを意識した開発協定書の締結をお願いしたい。